

○君津市都市計画審議会条例

平成12年3月31日

条例第7号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、本市に君津市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員11人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 4人
- (2) 市議会の議員 3人
- (3) 公共的団体を代表する者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

5 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、第2条第2項第1号に掲げる者として任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。